

## 安全管理者を選任しなければならない事業場・安全管理者の資格要件

☆ 安全管理者 [労働安全衛生法第 11 条（労働安全衛生法施行令第 3 条、労働安全衛生規則第 4 条等）]

安全管理者 労働安全衛生法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

### ●安全管理者を選任しなければならない事業場

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50 人以上

### ●次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち 1 人を専任の安全管理者とすること

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
建設業、有機化学鉱業製品製造業、石油製品製造業	300 人
建設業、有機化学鉱業製品製造業、石油製品製造業 300 人 無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500 人
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000 人
上記以外の業種	2,000 人

### ●選任すべき者の資格要件

(1) 下表の年数以上産業安全の実務に従事した経験を有し、かつ「安全管理者選任時研修」（労働安全衛生規則第 5 条第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修平成 18.2.16 厚生労働省告示第 24 号）を修了したもの。

	大学卒 高等専門学校卒	高校卒	その他
理科系統	2 年	4 年	7 年
理科系統以外	4 年	6 年	7 年

※「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく生産ラインにおける管理業務等も含めることができます。

(2) 労働安全コンサルタント